

令和6年陸別町議会9月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和6年9月3日	午前10時00分	議長	久保広幸	
	散会	令和6年9月3日	午前11時43分	議長	久保広幸	
応（不応）招議 員及び出席並 びに欠席議員	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す	1	濱田正志	▲			
	2	三輪隼平	○			
	3	渡辺三義	○			
	4	工藤哲男	○			
	5	中村佳代子	○			
	6	谷 郁 司	○			
	8	久保広幸	○			
会議録署名議員	三輪隼平		渡辺三義			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 請川義浩			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	本田 学	教 育 長	有田勝彦		
	監 査 委 員	村本和弘	農 業 委 員 会 長	佐藤直人		
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	今村保広	会 計 管 理 者	庄野勝政		
	総 務 課 長	丹野秀幸	町 民 課 長	遠藤克博		
	産 業 振 興 課 長	菅原靖志	建 設 課 長	清水光明		
	保健福祉センター次長	空井猛壽	国保関寛齋診療所事務長	（空井猛壽）		
	総 務 課 参 事	瀧澤 徹	総 務 課 主 幹	清水 遊		
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教 委 次 長	瀧澤 勇二	教 委 事 務 局 長	本間 希		
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名						
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第52号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
4	議案第53号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
5	議案第54号	町道路線の廃止について
6	議案第55号	令和6年度陸別町一般会計補正予算（第3号）
7	議案第56号	令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
8	議案第57号	令和6年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
9	議案第58号	令和6年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
10	議案第59号	令和6年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（請川義浩君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和6年陸別町議会9月定例会を開会します。

濱田委員より欠席する旨、届出がありました。

村田産業振興課主幹、山崎建設課主幹、前田保健福祉センター主幹、向井保健福祉センター主幹、藤本総務課主幹より欠席する旨、報告がありました。

会議に先立ち、事前に申し上げます。

本日、議会広報等に使用するため、教育委員会職員、学校教職員、議会事務局職員、十勝毎日新聞社による写真撮影を会議規則第103条の規定に基づき許可しておりますので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から、行政報告の申出があります。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 8月5日、第4回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。書面のほか、口頭で1件御報告申し上げます。

農作物生育状況についてでございます。

令和6年8月31日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所及び北海道糖業株式会社本別事業所調べによる農作物生育状況について、御報告いたします。

今年の気象経過につきましては、6月以降、6月から8月までの3か月の間、日の平均、最高気温ともに平年を上回る状況です。

降水量は、8月中旬は平均より少なかったものの平年並みに経過、日照時間も平年を上回っています。

牧草につきましては、2番牧草の生育は、平年並みに経過しています。収穫始めは平年8月18日のところ、本年8月16日となっており、平年より早い状況で開始後の進捗状況は55%程度となっております。

飼料用トウモロコシにつきましては、草丈は平年よりも若干短めですが、生育は平年より4日程度早まっており、収穫については平年より早まる見込みとなっておりますが、8月31日午前に豪雨・強風が発生したため、一部の地域で倒伏が生じており、現在、被害状況の調査確認を実施中であります。

てん菜につきましては、8月下旬から降雨と高温による湿害が一部発生しており、褐斑病が散見される状況となっております。生育につきましては、移植、直播ともに平年を上回る結果で、収量も平年を上回る見込みであります。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（久保広幸君） 次に、教育長から、教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 6月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

教育関係の事業等につきましては、書面のとおりでありますが、そのうち1件について御報告をいたします。

各種行事関係であります。書面に記載があります8月19日から28日にかけて、第1回くべつスポーツ交流ウィークとして、ゲートボール大会、ポッチャ大会、水泳記録会、ふれあいチャリティーパークゴルフ大会、ソフトボール大会の5種目を開催いたしました。各種目に小学生以上の町民149人が参加いたしました。来年度につきましても今回の開催状況を踏まえ、より多くの町民が参加していただけるよう、種目等の内容の充実に努めて、今後も円滑な教育活動が行われるよう進めてまいります。

以上で、教育関係の行政報告を終わります。

- 議長（久保広幸君） これで、行政報告を終わります。
ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣言

- 議長（久保広幸君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、2番三輪議員、3番渡辺議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。
本件については、8月30日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪委員長。

- 議会運営委員長（三輪隼平君） 令和6年陸別町議会9月定例会の運営について、8月30日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、人事案件2件、町道の廃止1件、補正予算5会計、決算認定7会計の合わせて15件であります。

次に、議会関係では、一般質問2名、町長からの諮問1件、意見書案1件、発議案1件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から9月12日までの10日間とし、9月6日から9日までの4日間は、休会にすることに決定いたしました。

なお、急を要する案件が生じた場合につきましては、休会中に会議が開催されることもあり得ますので、御理解願います。

また、9月5日及び12日につきましては予備の日とし、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことに決定しました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては、一括して行うことにいたしました。

議案第52号から第53号までの固定資産評価審査委員会委員の選任について及び議案第55号から議案第59号までの令和6年度各会計補正予算5件及び議案第60号から議

案第66号までの令和6年度各会計決算認定7件を、従前の例と同様に、提案理由の説明をそれぞれ一括して受けることとし、質疑、討論、採決は、各議案及び各会計ごとに行うことにいたしました。

なお、令和5年度各会計決算認定につきましては、会期前半の4日までに提案理由の説明、監査委員への質疑までを行った後、休会を設け、質疑、討論、採決は9月10日以降に行うことにしております。

以上のおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月12日までの10日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月12日までの10日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

次に、お諮りします。

週休日及び諸般の事情のため、9月6日から9月9日までの4日間は、特別の事情が生じない限り、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、9月6日から9月9日までの間は、休会とすることに決定しました。

**◎日程第3 議案第52号固定資産評価審査委員会委員の選任について
から日程第4 議案第53号固定資産評価審査委員会委員
の選任について**

○議長（久保広幸君） 日程第3 議案第52号固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第4 議案第53号固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第52号固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、現委員のうち2名が令和6年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意をいただき、選任しようとするものであります。

現委員の佐藤秀昭氏を引き続き選任したいと考えております。

住所は、陸別町字陸別原野基線329番地47。生年月日は、昭和35年6月25日生まれの満64歳であります。

佐藤氏は、本別高等学校卒業後、北海道中央工学院専門学校に進学し、昭和55年4月から陸別町に戻られて株式会社佐藤建設へ入社され、平成14年9月からは同社の代表取締役として現在に至り、御活躍されております。佐藤氏は、令和2年11月30日から現在まで、固定資産評価審査委員会委員を2期務められております。佐藤氏は、人格、識見とも申し分ない方でありますので、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第53号固定資産評価審査委員会委員の選任についてですが、現委員のうち2名が令和6年9月30日をもって任期満了となりますので、議会の同意をいただき選任しようとするものであります。児玉知美氏を新たに選任したいと考えております。住所は、陸別町字陸別基線326番地。生年月日は、昭和47年5月28日生まれの満52歳であります。

児玉氏は、足寄高等学校卒業後、平成3年4月より足寄町内の会社に勤められ、平成12年11月に将機氏との結婚を機に陸別町に移られ、御家族で正見寺を運営し、現在に至ります。児玉氏は、人格、識見とも申し分ない方でありますので、ぜひとも御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） これより、議案第52号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により討論を省略し、これから議案第52号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第52号は、同意することに決定しました。

次に、これより議案第53号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により討論を省略し、これから議案第53号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第53号は、同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第54号町道路線の廃止について

○議長(久保広幸君) 日程5 議案第54号町道路線の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第54号町道路線の廃止についてですが、北海道横断自動車道網走線建設工事に伴い、支障となる町道部分の機能回復工事が完了したため、支障となる路線を廃止するものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(久保広幸君) 清水建設課長。

○建設課長(清水光明君) それでは、議案第54号町道路線の廃止について説明させていただきます。

廃止する路線につきましては、道路法第10条第1項の規定により、次の路線を廃止しております。

1、廃止する路線、路線番号156。路線名、日宗3号支線。起点につきましては、町道陸別町字ポイントシュベツ39番地17。終点につきましては、町道陸別町字ポイントシュベツ39番地17であります。もう1路線、路線番号157。路線名、日宗4号支線。起点、陸別町字クネベツ29番地1。陸別町字クネベツ29番地1が終点となります。

資料につきましては、ナンバー1に位置図をつけております。御覧ください。

場所につきましては、小利別市街から南西方向にあります日宗種の地区にあります町道でございます。

今回の廃止に伴う理由でございますが、現在、帯広開発建設部が施工しております北海道横断自動車道建設工事に伴いまして、当該2路線の部分が支障になるということから、町道の移転工事を行っていただいておりますが、このたびこの工事が完了し、引き継がれたことから、当該路線の廃止をするものでございます。

なお、このことにつきましては、当該路線を認定いたしました平成28年12月の議会におきまして、併せて御説明をさせていただいてきているところでございます。

説明は以上とさせていただきますが、以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） 今の説明と、説明資料を見ている限りなのですけれども、これは今、説明にあったように小利別線で、道道で620号につながる場所の町道だと思うのですけれども、ここの2路線が廃止されるのですけれども、一体幾らぐらいの距離なのかなど。それから、これをまた町道として認定していないと、道道から町道につながる部分が、何となく途切れるような気がするのですけれども、その辺については、新しく認定しなければならないと思うのですけれども、その辺についてのメーター数と距離を説明願います。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 先ほど、説明の中でもお話させていただきました、この路線を含めまして平成28年の12月議会におきまして、当時、支障となる部分を含めまして四つの路線を認定させていただきまして、引渡し後、道道へのアクセスができるような道路についても、その時点で認定をさせていただいております。ですので、今回、引き渡された部分だけを廃止したとしても、既に認定としては道道につながる代替の路線、引き渡された路線を当時、認定させていただいているところでございます。

今回、引き渡しに合わせまして認定されている路線の部分、これまでは未供用ということで、まだ通れない道路ということにしておりましたが、引き渡された日をもちまして供用開始ということで、町のほうで告示をさせていただいているところであります。

延長につきましてですが、今回、廃止させていただきます分線日宗3号支線のほうにつきましては、路線延長としまして約145メートル、また、分線日宗4号支線につきましてですが、ここで約159メートルほどとなっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6 番谷議員。

○6 番（谷 郁司君） 今の説明では、もちろん現場的に見ると高規格道路ですね、網走オホーツク海、その下をくぐるようになってきているようですね。だからその間、下をくぐるならくぐるでも距離的に、今、言ったような廃止路線と同じようにきちっとつながって、ここの図面でもあるように町道にアクセスできる、そういうことに支障がないということを確認したいと思うのですけれども、それでよろしいですか。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 説明資料につけております図面のほうが、今回お話の内容の部分でいきますと、かなり小さくて見づらくて大変申し訳ないのですが、今回、支障となりましたことによりまして、道道へのアクセスの部分についてなのですが、まず、日宗4

号支線につきまして、ごめんなさい。起点部のほうにつきまして、それぞれ道道、今までそれぞれが二つの路線が道道のほうに交わっておりましたが、今回の高速道路の建設工事に伴いまして、二つの路線を一つにまとめた形にして、道道にアクセスできるような形ということで協定を結ばさせていただいております。

ですので、高速道路の下をくぐってとかという形はないのですが、道道にはこれまでのとおりアクセスできるような形で2路線、整備をしております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 現場的に僕は、高速の下をくぐるような感じでアクセスしたと思っているのですけれども、この図面見てもそうなのだけれども、そうではないのですか。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 高速道路がこの地域に元々ありました道路としまして、北海道が管理しています道道苦務小利別停車場線、それにアクセスしていた町道が2路線あったわけなのですが、今回、高速道路が道道の下をくぐるような形になります。道道の部分に今、新たに高速道路をまたぐための橋が造られていまして、高速道路は道道よりもさらに下のほうを走るようになります。ですので、高速道路の下を我々の町道がくぐるということはありません。

ですので、道道にアクセスするにあたっては、高速道路をまたがずにして道道へ下りることが、接続・接道することになっております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第54号町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時38分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 6 議案第55号令和6年度陸別町一般会計補正予算
（第3号）

◎日程第 7 議案第56号令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算（第1号）

◎日程第 8 議案第57号令和6年度介護保険事業勘定特別会計補
正予算（第1号）

◎日程第 9 議案第58号令和6年度陸別町簡易水道事業会計補正
予算（第1号）

◎日程第10 議案第59号令和6年度陸別町公共下水道事業会計補
正予算（第1号）

○議長（久保広幸君） 日程第6 議案第55号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第3号）から日程第10 議案第59号令和6年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第1号）まで、5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第55号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,700万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,556万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第56号令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,165万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第57号令和6年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,915万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,688万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第58号令和6年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）ですが、第3条、収益的収入及び支出の予定額の補正、簡易水道収益に3万3,000円を追加し、1億5,983万4,000円に。簡易水道事業費用から47万4,000円を減額し、1億5,509万4,000円とし、第4条、資本的収入及び支出の予定額の補正、収入及び支出に898万7,000円を追加し、資本的収入を1億3,090万4,000

円、資本的支出を1億6,712万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第59号令和6年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第1号）ですが、第3条、収益的支出及び支出の予定額の補正、下水道事業収益に68万9,000円を追加し、1億4,383万2,000円に。下水道事業費用に75万4,000円を追加し、1億4,306万1,000円とするものであります。

以上、議案第55号から議案第59号まで、5件を一括提案いたします。内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第55号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書1ページを御覧ください。

議案第55号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

歳出から説明いたしますので、9ページをお開きください。

9ページ。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費8節旅費、特別旅費11万1,000円。こちら新規採用職員の1名分の赴任旅費でございます。11節役務費9万6,000円、看護師・保健師・一般職員等の募集広告4回分となります。

5目財産管理費24節積立金595万9,000円。内訳につきましては財政調整基金・減債基金は、それぞれ利子分でございます。ふるさと整備基金161万7,000円は、ふるさと納税38件48万円、指定寄附金1件100万円、利子分13万7,000円。

以上であります。

国民健康保険基金422万1,000円は、国保会計の財源調整分となります。いきいき産業支援基金158万7,000円の減額は、ふるさと納税7件11万7,000円、それに優良家畜導入事業の貸付金の確定による精算が170万4,000円の減額でございますので、その合計となります。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金2万円は、ふるさと納税2件分です。町有林整備基金に131万5,000円は、ふるさと納税3件3万2,000円、それと分収林の素材販売128万3,000円分が入っております。地域福祉基金7万2,000円は、ふるさと納税6件分でございます。給食センター管理運営基金1

2万6,000円は、ふるさと納税5件分です。地球温暖化対策基金10万8,000円は、指定寄附金1件10万円と利子8,000円となります。

続きまして、12目銀河の森管理費17節備品購入費、管理用備品30万円は、コテージや天文台周辺に熊が確認されたことがございまして、安全対策上施設保安用の監視カメラをコテージ敷地内に設置するものでございます。

14目緊急支援給付金事業費18節負担金補助及び交付金、物価高騰対応重点支援給付金966万円、こちら資料ナンバー2に詳細を記載してございます。当初見込みより調整給付の対象者が増えたため、補正するものでございます。なお、全額国庫補助の歳入を計上しております。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費22節償還金利子及び割引料495万2,000円、前年分の事業精算による国・道への負担金・補助金の返還金でございます。障害者医療費国庫負担金などであります。27節繰出金110万5,000円、保険基盤安定の保険税軽減分の国保会計への繰出金でございます。

2目老人福祉費22節償還金利子及び割引料6万9,000円、こちらも前年度の介護の保険料軽減負担金の精算による返還です。こちら介護会計から一般会計の歳入に繰入れしまして、それを財源として一般会計から返還するものでございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費22節償還金利子及び割引料3万6,000円、こちら令和5年度の事業精算による返還金です。子供のための教育保育事業給付交付金分となります。

2目児童福祉施設費11節役務費7,000円、保育所用の洗濯機が更新しますその廃棄処理費用となります。17節備品購入費4万9,000円、保育所用洗濯機1台です。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費7節報償費5万1,000円、こちら保健師・看護師等の職員募集するための就職説明会の配付物記念品でございます。看護大学等が主催するものを想定しております。8節旅費60万2,000円、同じく職員募集に関して道内の教育機関や学校等への訪問、就職説明会への参加旅費となります。18節負担金補助及び交付金14万1,000円、こちらは同じく保健業務インターンシップ事業でありまして、就業前の職業体験でございます。保健師を目指す学生が、就業前に職業体験するために、陸別町までの旅費及び陸別町での滞在費を助成するものでございます。本事業の目的は、近年、専門職の人材が著しい不足の状況にございますので、広く人材を集めることを目的としております。

積算としては、陸別町内での宿泊料・旅費の助成をするもので、2泊3日で3人分見えております。助成の基準は、町の旅費規定を参考とし、交通費の限度額を2万5,000円としております。

2項清掃費2目塵芥処理費10節需用費、修繕料29万7,000円、下敷祢別にございますストックヤードの高圧ケーブルが老朽化のため、交換するものでございます。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費 1 8 節負担金補助及び交付金 3 0 3 万 4, 0 0 0 円、中山間地域直接支払事業の交付金で、農業者の所得が確定したことにより、対象面積の変更に伴う交付金の変更になります。

歳入で、道費として 7 5 % を計上してございます

2 項林業費 2 目狩猟費 7 節報償費 2 2 5 万円、有害鳥獣駆除奨励金でございます。鹿の捕獲頭数が当初 1, 0 0 0 頭でございましたが、1, 3 0 0 頭が見込まれるため、差額分を補正します。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費 1 目道路橋りょう総務費 1 0 節需用費、修繕料 3 9 6 万円、小型特殊車両の草刈り装置の動力部分の故障による修繕でございます。1 1 節役務費 2 0 万 3, 0 0 0 円、こちら同じく修繕のため車両の搬送費用となります。

9 款消防費 1 項 1 目 7 節報償費 5 万 8, 0 0 0 円、消防団員 1 名の退職報奨金でございます。

2 目災害対策費 1 1 節役務費 8 万 2, 0 0 0 円、現在実施中の防災行政無線のデジタル化が予定より早く供用開始となる見込みのため、その期間分の電波使用料でございます。

1 0 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費 2 0 節貸付金、奨学資金 1 5 1 万円、貸付希望者が増えたためでございます。

3 項中学校費 2 目教育振興費 1 8 節負担金補助及び交付金 2 3 4 万円、資料ナンバー 3 を御覧いただきたいと思います。令和 7 年度から新しくなる中学校の制服に対する購入費助成事業補助金でございます。令和 7 年度の新 1 年生から新 3 年生までの全員を対象として、購入費を助成するものでございます。積算につきましては、予備数を含み 5 7 名分としております。

以上で歳出を終わり、続いて 5 ページ、歳入となります。

1 0 款地方交付税 1 項 1 目 1 節地方交付税、普通地方交付税 1, 8 0 5 万 5, 0 0 0 円、歳入歳出の財源調整として計上しております。普通交付税の確定額 2 1 億 5 3 9 万 9, 0 0 0 円なので、1 億 4, 4 2 1 万 4, 0 0 0 円が留保となります。

1 4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費補助金 1 節総務管理費補助金 9 6 6 万円。こちら歳出で説明しました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

1 5 款道支出金 2 項道補助金 4 目農林水産業費補助金 1 節農業費補助金 2 2 2 万 3, 0 0 0 円。こちら中山間地域直接支払事業補助金でございます。

1 6 款財産収入 1 項財産運用収入 2 目 1 節利子及び配当金 2 1 万 2, 0 0 0 円、各基金の利子で、各基金に積立てするものでございます。

1 7 款寄附金 1 項寄附金 2 目指定寄附金 1 節総務費寄附金 1 5 3 万 1, 0 0 0 円から 5 節衛生費寄附金 1 0 万円。こちらはふるさと納税分、その他指定寄附金であり、内訳については歳出の説明と重複しますので、省略させていただきます。この寄附金額は、全額各基金へ積立てることとなります。

1 8 款繰入金 2 項特別会計繰入金 1 目 1 節介護保険事業勘定特別会計繰入金 6 万 8, 0

00円。低所得者保険料軽減負担金の前年度返還分でございます。

20款諸収入3項貸付金元利収入1目1節家畜導入貸付金収入170万4,000円の減額、内訳は令和5年度の貸付確定による約定分が214万4,000円の減。繰上償還分が1頭44万円の増、差引きとなります。

4項雑入3目雑入8節雑入、立木等売払分収益128万3,000円、上陸別地区2件の国有林の素材販売収益であります。アカエゾマツ、面積154.9ヘクタール、林齢36から40年のもので、町有林整備基金に積立ってます。

介護給付費負担金等精算返還金520万円。これも前年度精算による返還でございます。

21款町債1項町債9目1節臨時財政対策債6万4,000円。確定による補正でございます。

以上で歳入を終わりました、4ページ、第2表、債務負担行為補正になります。

変更箇所は、限度額の増額変更でございます。臨時財政対策債として455万2,000円から461万6,000円の変更で、6万4,000円の増となります。

以上で、議案第55号の説明を終了し、続いて議案第56号を説明いたします。

議案書、1ページを御覧ください。

議案第56号令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページ、歳出をお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費18節負担金補助及び交付金19万8,000円。国保実施事業の報告システムの改修分であり、同額も道費で計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金1項1目医療給付費分、18節負担金補助及び交付金35万8,000円の減額。

2項1目後期高齢者支援金等分18節負担金補助及び交付金65万4,000円の減額。

3項1目介護納付金分18節負担金補助及び交付金26万8,000円の減額。3款の1項から3項まで、いずれも国保連合会の納付金確定による補正でございます。

続いて4ページ、歳入、御覧ください。

1款1項1目国民健康保険税1節現年課税分1,308万円の減、医療費分655万9,000円の減、介護分269万6,000円の減、高齢者支援分382万5,000円の減。令和6年度の賦課確定によるものでございます。

3款道支出金1項道負担金1目保険給付費等負担金2節保険給付費等交付金、特別調整交付金19万8,000円。国保システムの改修分であります。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 節保険基盤安定繰入金 1 1 0 万 5, 0 0 0 円。保険税軽減分でございます。

2 項基金繰入金 1 目 1 節施設国民健康保険基金繰入金 1, 0 1 5 万 3, 0 0 0 円。こちら財源調整のため基金からの繰入れでございます。

7 款諸収入 2 項雑入 2 目 1 節第三者納付金 5 4 万 2, 0 0 0 円。交通事故による返納金でございます。

以上で、議案第 5 6 号の説明を終了し、続いて議案第 5 7 号を説明します。

議案書、1 ページを御覧ください。

議案第 5 7 号令和 6 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

5 ページ、歳出をお開きください。

4 款 1 項基金積立金 1 目介護給付費準備基金積立金 2 4 節積立金 2 6 3 万 1, 0 0 0 円。こちら令和 5 年度の事業精算後の残額を基金に積立てるものであります。

5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目第 1 号被保険者保険料還付金 2 2 節償還金利子及び割引料 4 万 5, 0 0 0 円。こちら保険料の還付が見込みより増えたため、補正するものであります。

2 目介護給付費負担金等返還金 2 2 節償還金利子及び割引料、国庫補助金等返還金 2, 6 4 8 万 2, 0 0 0 円。こちら前年度精算による返還金であり、国・道支払基金の返還金が 2, 1 2 8 万 2, 0 0 0 円、一般会計の返還が 5 2 0 万円になります。

以上で歳出を終わり、歳入、4 ページを御覧ください。

7 款 1 項 1 目繰越金 1 節前年度繰越金 2, 9 1 5 万 8, 0 0 0 円。繰越額の全額となります。

以上で、議案第 5 7 号の説明を終了し、続いて議案第 5 8 号を説明いたします。

1 ページを御覧ください。

議案第 5 8 号令和 6 年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）。

総則。第 1 条、令和 6 年度陸別町簡易水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第 2 条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数 1, 0 5 2 戸、2 3 戸の減です。

(2) 年間総給水量、3 0 万 9, 9 1 5 立方メートル。

(3) 1 日平均給水量、8 4 9 立方メートル。

(4) 主要な建設改良事業、トマム地区第 2 号幹線配水管支障移転工事 3, 2 3 6 万 2, 0

00円。こちらは変更ありません。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款簡易水道事業収益第2項営業外収益、補正額3万3,000円。補正後の額1億685万4,000円とし、補正後の1款合計額を1億5,983万4,000円とする。

支出。第1款簡易水道事業費用第1項営業費用、補正額47万4,000円の減。補正後の額1億4,731万5,000円とし、補正後の1款合計額を1億5,509万4,000円とする。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入の第1款、資本的支出第4項その他の資本的収入、補正額898万7,000円。補正後の額2,707万5,000円とし、補正後の1款合計額1億3,090万4,000円とする。

支出。第1款資本的支出第1項建設改良費、補正額898万7,000円。補正後の額6,261万2,000円とし、補正後の1款合計額を1億6,712万6,000円とする。

特例的収入及び支出。

第4条の2、予算第4条の2の本文に定めた「未収金及び未払金の金額は、それぞれ334万5,000円及び495万9,000円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ352万2,000円及び167万5,000円である。」に改める。

第4条の2につきましては、未収金・未払金の確定によるものでございます。

8ページ、事項別明細書を御覧ください。

収益的収入及び支出の下段の支出を御覧いただきたいと思ひます。

1款簡易水道事業費用1項営業費用4目減価償却費47万4,000円の減額。令和5年度の事業確定による減価償却費の変更でございます。

続いて、上段の収入、1款簡易水道事業収益2項営業外収益2目長期前受金戻入3万3,000円、歳出の補正に合わせてとなります。

9ページ、資本的収入及び支出。

先に下段、下段の支出、1款資本的支出1項1目建設改良費、トマム地区水道管支障移転実施設計業務898万7,000円。資料ナンバー4に箇所図がございますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

上段の収入。1款資本的収入4項1目その他資本的収入898万7,000円。道営事業に伴うものでございますので、移設のための補償となります。

3ページから4ページは補正予算の実施計画、5ページは予定キャッシュ・フロー計算書、6ページ、7ページは貸借対照表であり、それぞれ補正予算内容を反映してございま

す。

以上で、議案第58号の説明を終了し、続いて議案第59号の説明をいたします。

1ページを御覧ください。

議案第59号令和6年度陸別町公共下水道会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和6年度陸別町公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1)接続人口1,544人。

(2)年間処理水量18万1,089立方メートル。

(3)1日平均処理量496立方メートル。

(4)主要な建設改良事業下水道汚水管渠新設工事2,092万2,000円。

こちらは変更ございません。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款下水道事業収益第2項営業外収益、補正額68万9,000円。補正後の額1億1,917万円とし、補正後の1款合計額を1億4,383万2,000円とする。

支出。第1款下水道事業費用第1項営業費用、補正額75万4,000円。補正後の額1億3,743万1,000円とする。

補正後の1款合計額を1億4,306万1,000円とする。

特例的収入及び支出。

第4条、予算第4条の2の本文に定めた「未収金及び未払金の金額は、それぞれ155万7,000円及び632万円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ158万6,000円及び338万9,000円である。」に改める。

この第4条につきましては、未収金、未払金の確定によるものでございます。

6ページ、事項別明細書を御覧ください。

収益的収入及び支出の下段の支出を御覧いただきたいと思えます。

1款下水道事業費用1項営業費用4目減価償却費75万4,000円の増。令和5年の事業確定による減価償却費の変更でございます。

続いて上段の収入。1款下水道事業収益2項営業外収益2目長期前受金戻入68万9,000円。こちら歳出の補正に合わせてとなります。

2ページは補正予算実施計画、3ページは予定キャッシュ・フロー計算書、4ページ、5ページは貸借対照表であり、それぞれ今、説明させていただきました補正予算内容を反映してございます。

以上で、議案第55号から議案第59号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（久保広幸君） これから、議案第55号令和6年度陸別町一般会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、9ページからを参照してください。

2款総務費、9ページから、2款総務費、10ページ上段まで、質疑ありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、10ページの物価高騰対応重点支援給付金についてお伺いいたします。

この資料ナンバー2に細かく載っているのですが、③番の調整給付についてですけれども、この339人というのはどのように算出されているのか、理解できないのでお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） お答えいたします。

資料ナンバー2番の下段の表のことだと思いますけれども、調整給付対象者数339人、所要額が1,324万円。こちらのことだと思いますが、これは所得を把握して、その後、減税可能な金額をはじき出すための算定ツールというものが国から提供されておりまして、そちらによって今年度の所得を推計して、そこから導き出せる減税可能額、減税がしきれない人に対して不足分を調整給付という名前で給付させていただくと。そのための試算用のソフトウェアといいますか、コンピュータによつての試算ができるツールを国のほうから提供いただいております、それによる試算であります。

なお、確定申告に伴って、これはあくまでも試算ですので、結果が出てくるのが来年の春になると思いますが、そちらによってさらに不足する自体が発生した場合は、さらなる追加給付というのが予定されております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 今の説明で大体分かったのですが、これは就労している人も含めてということになるのですか。就業している会社員、それも含めてということになるのかと、あと確認書をこちらから対象者にだけ、対象者と思える方にだけこの書類を送付するのか、お伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） この対象となる方は、当然、課税される方が対象となりますので、自営とかサラリーマンとか関係なく、皆さん対象とさせていただきます。

確認書の送付につきましては、先ほど説明いたしました算定ツールで導き出された対象者の方々、皆さんにお送りするというような形になります。あわせて、それ以外の方々に

もこの制度の周知をこれから行うために、回覧ですとか、ホームページ掲載ですとか、そういうチラシのようなものも作成して、皆さんにお知らせもする。中には対象となるのかどうかというのが、分からないというような方もおられると思いますので、そういった方への問い合わせに対する対応もしていきたいと、このように考えております。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今の質問と関連するかもしれませんが、9ページの緊急支援給付金の事業で966万円ですね、10ページにも入っているのですけれども、この支給の方法についてさきの議会、1月24日では補正で1,680万円、今回の966万円足すと、2,574万円の基本的な支給の予算だと思うのですけれども、3月のときというか、多分1月かな、繰越明許で675万1,000円が繰り越されているのですけれども、結局、令和6年にまたがるということで、こういうふうになっていると思うのですけれども、財源的に今言った2,574万円から675万円を引くと、1,641万1,000円が基本なのですけれども、今までもう取り組んでいますので、人数的にどれぐらいの支給されたのか。

そして今の質問した方のように、どれぐらいの方が今後339人と見ていますけれども、その辺の進捗状況というのかな、どのような状態で、これを消化していくのかについて伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） まず、昨年度の臨時会で計上させていただきました令和5年度の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援追加給付金事業でありますけれども、こちらはそのときに御説明させていただいたのは、令和5年度で当初、住民税が非課税の方に給付金というのを支給していたのですけれども、均等割のみ課税の方にも追加で給付ができるようになったということで、この追加分について補正させていただきました。

併せて18歳以下のお子さんのいる家庭に、子供1人あたり5万円をさらに上乗せで給付すると、そういった事業でありました。プラスさらに新規で非課税となる世帯、あるいは均等割のみ課税となる世帯、これ令和6年度にまたがるものですが、こちらについて令和5年度に実施した事業と同等の1世帯あたり10万円の給付、さらに子供1人あたり5万円の上乗せ給付、これを実施すると。そういうことで、ちょっと年度をまたぐために、繰越明許によって繰り越された予算が生じているということでもあります。

令和6年度の事業でありますけれども、資料ナンバー2番に書かれているとおり、新たに非課税となった世帯、均等割のみ課税となった世帯プラス子供がいる世帯に加算をして、①番、②番といった給付を行うということでもあります。プラスちょっと分かりにくい説明で申し訳ありませんが、定額減税しきれなかった方々に調整給付という名前で支給すると。2段、3段、4段と追加・追加というふうになってきております。

現在の進捗状況ということでもありますけれども、令和5年度において既に均等割のみの

課税世帯について、支給のほうは終えております。こちらは決算にも絡んでくるのですが、資料のナンバー18の1及び2に、昨年度の実施状況については、記載をさせていただいているところであります。

なお、今年度の事業に繰越したものは、資料ナンバー2番の下段の表、事業費の1、2、3でありますけれども、①と②につきましては8月中に着手をさせていただきまして、現在、低所得世帯対象者数25世帯、②の子供10人につきましては、確認書を送付しているところであります。確認書の返送があり次第、速やかに給付金のほうを支給するというので、今月第1弾の給付ができるのかなと、そのように考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 数字的、数字が全てなのですけれども、一体幾らぐらい、今の現在で支給されているのですか。予定でも何でもいいですけれども。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） ただいま確認書を送付している段階ですので、6年度の給付金としてはまだ支給のほうは行っておりません。今月中に返送され次第、給付ができるのかなと、第1弾がということでありまして、そのような状況です。

なお、令和5年度につきましては、先ほども申し上げましたとおり、対象世帯への支給は3月までに終えております。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 幾らぐらい、今まで現在で出ている数字が全てだから、今までの3月の支給終わっての総額、先ほど言ったようにトータルで2,574万円になるのですよね、1月24日の補正から比べて。それを今、3月で幾らぐらいまで支給されて、あとの残った数字で今回補正966万円になったと思うのですけれども、966万円は今後のことですからあれですけれども、繰越明許と合わせて960万円、令和6年は1,641万円になるかと思うのですね。だからそういった意味で、一応、支給されている現時点での数字は幾らぐらいになっていますかということ。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） 現在までに支給された給付金の額ということでございますので、資料ナンバーの18の1及び18の2になりますけれども、給付金としましては18の1①と②合計したものが4,593万円。対象世帯はそれぞれ3万円と7万円で、2度に分けて給付していますので、460世帯と459世帯というふうに、世帯数に差がありますけれども、総額としては4,593万円。

それから、18の2になりますけれども、こちら追加で給付された均等割のみ課税世帯、それから児童1人あたり5万円という給付でありますけれども、これは給付金の①と②合わせて825万円。ここに既に給付済みということでもあります。

あと、繰り返しになりますけれども、令和6年度につきましては、これからの給付ということで、執行額は今のところゼロということでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、3款民生費、10ページ中段から、4款衛生費、11ページまで、質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費の報償金、旅費、負担金及び交付金についてお伺いいたします。

このたび医療関係業務に携わる人が少ないということで、学校などを回って配付物やあとは保健業務のインターンシップ事業を始めるということですが、前から思っただけですが、陸別町には給付型の医療関係に対する奨学金がありまして、それを利用するのは高校を卒業して進学のとくに使うと思うのですよ、考えると思うのですよ。それでぜひ高校などを回って、陸別の奨学金などを利用して学校に入ってもらって、卒業後はこちらのほうに戻ってきてもらうという、そういうPRも必要ではないかと思っております。

今回、保健師のインターンシップ事業を導入するということですが、今、自治体でもインターンシップを結構利用している町がありまして、今、大学生や専門学校生などは、就職活動では必ずインターンシップを早いうちからいろいろな企業を回って体験をして、就職を決めるということが主流になってきていますので、ぜひ今後は、今回保健師に限るということですが、自治体としてもそういう活動も目指していくべきではないかと思っておりますけれども、このことについてお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 議員の今おっしゃられたこと、まず、奨学金につきましては医療貸付奨学金でございますが、そちらのほうは医療の道を志す、議員御承知のとおりということで、高校卒業以上から貸してございます。陸別町にそのまま入っていただく場合は、就職していただく場合については期間を免除すると、そのようなものになっております。

今、議員から御説明ありました高校の段階からというようなことは、今のところ考えてございませんが、御意見として前向きにいろいろ相談させていただきたいと思っております。現時点では、そのような拡張はやはりいろいろな経緯がございます、専門学校からということで専門学校、高校卒業からのそのときに進路が決まるだろうということで、もちろん

その進路にならないものは、返してもらわなければならないということでございますので、完全な給付型でもございませんので、そこについては今のところは考えてございません。

もう一つ、インターンシップでございますが、御承知のとおり、さまざまな業種でございます。やはり公務員としてのインターンシップは受け付けているのですが、旅費まで支給するところは非常に少ないのが現状でございます。今回、これを事業としてやることによって、議員がおっしゃられたようにインターンシップのほうが盛んになればということで考えて、それが雇用に結びつけばというふうに考えております。

以上であります。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 今、医療の関係の奨学金の話が出ましたけれども、私も何人かに聞いたことがあるのですけれども、やはり高校生から抱え込みというわけではありませんけれども、高校の時にいろいろな町から奨学金の話があってそちらを利用したので、そちらに戻ったという話も聞きますので、今後、そのようなことも検討していただきたいと思います。

あと、業務インターンシップにつきましては、今回旅費も出すということですが、これは必ず卒業生、就職につながるというわけではないかもしれないですが、陸別町を知るきっかけとか、陸別町に関わるきっかけになる一つで、宣伝することの一つになると思いますので、今後も保健業務だけではなく町として、ほかの企業にも関わることで、陸別を知ってもらったり、陸別の企業を知ってもらうことの一環にもなると思いますので、継続していただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 奨学金の話、まず最初にさせていただきたいと思いますが、議員がおっしゃられたように医療の貸付けという奨学金では、現在のところ高校卒業からということで、当然、その職について、これ貸付けなので返還してもらいますが、陸別町に就職した場合に免除となると、期間を免除となるというものでございます。

それ以外に、御承知のように教育委員会のほうで奨学資金というのは設けております。こちら高校生から対象になっておりますので、こちら教育委員会のほうのルールとしては、町内で安定的に就職された者については、その期間を免除するという事になっておりますので、医療のほうがとかではなくて、両方を考えていただければ高校生の時点で医療を心がける者についても、町内に最終的に働くのであれば、教育委員会の制度としても免除制度があるものでございます。

あともう一つ、インターンシップにつきましては、今、議員から意見いただきまして、本当に今後とも人を集めるためにさまざまな知恵を絞って、努力していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、6款農林水産業費、12ページから、10款教育費、13ページまで。

質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、10款教育費の3項中学校費2目教育振興費18節負担金及び交付金の補助金、制服購入費助成事業234万円についてお伺いいたします。これは議員の協議会でも説明受けていますので、大体理解はしているのですが、確認のためにここでもう一度質問したいと思います。

今回、子供たちの多様性の在り方を認め合うということで、制服の変更をするものでありますけれども、今回は中学生全員53名分の来年度、制服を新調するというので予算組んでいるのですが、これは物として、ジャケット・ボトムス・ネクタイと3点セットの補助金としているのかと、この事業はこれからも継続して行って、3年間在学中に1度は使えるということによろしいのか、お聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 瀧澤教育委員会次長。

○教育委員会次長（瀧澤勇二君） それではお答えいたします。

制服の内容につきましてでありますけれども、タイプとしましては2タイプとなっております。まず一つがブレザー・スラックス・ネクタイのタイプがございます。こちらがセットとしまして3万9,490円であります。もう一つのセットですけれども、こちらがブレザー・スカート・リボンのタイプになってございます。こちらがセット価格4万2,350円というふうになってございます。

もう1点御質問ですが、1回だけの補助かということですが、3年間で1回の助成ということで考えておりますので、間違いございません。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） この助成事業の内容については理解いたしました。多様性を認め合う制服だということなのですから、スラックスにはネクタイ、プリーツスカートにはリボンという、この決まりはどうなのでしょう。これもリボンにするのか、ネクタイにするのかと、選べたほうがよいのではないかと思うのですが、その辺についてへの検討があったのかどうかお聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今回の制服の更新につきましては、議員協議会の中でお知らせもさせていただきました。学校のほうとも、どのような形の中で更新ができるかということのいろいろ協議もしているところなのですが、本格的には今日議決がいただ

ければ、正式に学校内部、それから保護者・PTA等々も、生徒もそうですけれども、そこ相談しながら着実にどういう形のものがあるのかということの協議ができるのかなというふうに思っておりますけれども、現時点ではブレザーは一緒なのですけれども、スラックスかスカートか、それにつきます附属品のネクタイであるだとかリボンも、それはちょっと自由に選択してもいいだろうというような考えは、今の時点ではあります。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 12ページの農林水産業の振興費で、中山間直接支払事業で334万円追加の補正なのですけれども、これはさきの予算のときもいろいろ話ししたのですけれども、実態的にこれだけ増えるということは条件的に緩和されたのか、支給方法が変わったのか。例えば、いわゆる札幌の勤労者を基準とした数字の中で支給されないという実態があって、私は、それは物すごく抵抗を感じるのですけれども、そういったものの枠が取れたのかどうか含めて、303万4,000円についての中身について、増額になった理由、説明願います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） ただいまの質問に対する回答でございますけれども、今回、303万4,000円の増額ということで、当初予算で見込んでおりました所得超過者の人数が13名から8名で、5名減になっております。

先ほど、議員がおっしゃってました札幌市の勤労者の所得なのですけれども、昨年基準となっていた所得の額が526万6,480円、今年度につきましては若干減額となりまして、520万4,720円となっているところでございます。この所得の要件というのは、若干、下がったことによって条件としては厳しいというか、もらうほうとしてみれば厳しい条件になっております。ただし、コロナ禍以降の過去5年間の所得の中で、一番いい所得と一番低い所得を引いた3年間の中での平均について、昨年度よりも所得が下がった方が増えた。今までの所得超過者の中で、3年間の平均が減額になっていることによって、今回、5名の所得超過者が減額になったことにより、集落への支給する額については、国が負担する額としては増額となっているところでございます。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今の説明によると、今までの所得基準のオーバーした人には当たらないと、今、13名が、8名かい、になって5人になったと、そういう実態ということなのですけれども、これは非常に不公平なやり方だと思うのですね。勤労者の云々どうのというのは、僕も前に言ったけれども、結局、農家の人たちが苦勞して、いわゆる中山間という目的からおかしいのだよね、基準を設けるということが。

結局、努力して収入上がった分が、中山間のものが当たらないということが問題だと思うので、その辺を今後こうやって緩やかになって、当たる額が増えたということについて

は、私としてはいいと思うのですけれども、今後、そういうものについて現場の自治体としてもきちっとこの中山間、もちろん町も出していますので、その辺を。農家の実態をきちっと教えてほしいと思うのですけれども、その辺について答えられない面もあると思うのですけれども、こうやって増えた数字については、私は非常に喜ばしいと思っていますので、今後そういう努力をしていってもらいたいと思う。いずれにしても基準が向こうで決められることですから、その辺を何とかしようもないかもしれませんが、その辺について、もう一度、考え方お伺いしたいと思います。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 農業的な農業振興の立場で言うと、今回、13人が8人に減ったということについては、喜ばしい事案ではないのかなと考えております。中山間の条件不利な地域で農作業をやっていく中で、国としても所得が上がらないところには、支援しますよという基本的な考え方がございますので、たくさんもらえる分にはすごく喜ばしいことではございますけれども、基準を満たさ満たさないだけで喜ばしいことなのか、そうでないのかという判断は、ここではできないのかなと思います。

改めて、厳しい状況については国のほうに対して情報提供等しながら、地域の酪農・農業の振興に努めていきたいとは考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳出全般について行います。ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、5ページから8ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。4ページを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第55号令和6年度陸別町一般会計補正予算(第3号)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第56号令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正、全般について行います。

事項別明細書は、4ページから7ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第56号令和6年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第57号令和6年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正、全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第57号令和6年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第58号令和6年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、総則から第4条の2、特例的収入及び支出全般について行います。

補正予算明細書は、8ページから9ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 最後に、議案第58号全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第58号令和6年度陸別町簡易水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第59号の質疑を行います。先ほどの提案説明の訂正の申出がありますので、説明を求めます。

今村副町長。

○副町長(今村保広君) 議案第59号の1ページを御覧いただきたいと思います。

文言の追加でございます。

総則の第1条、令和6年度陸別町下水道事業と書いてございますが、「公共」という言

葉が抜けてございました。陸別町公共下水道事業会計、このように訂正させていただきます。まことに申し訳ございませんでした。

○議長（久保広幸君） それでは、改めまして質疑を行います。

第1条、総則から第4条、特例的収入及び支出全般について行います。

補正予算明細書は、6ページを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、議案第59号全般について。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第59号令和6年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（久保広幸君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時43分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員